

引縄釣漁業の定数化について

1. 背景

- ・「引縄釣漁業」は、対人許可漁業として非定数漁業となっている。
- ・現在、許可を受けている者は242名であり、令和6年4月1日から令和7年6月30日の間に30人増加している（図1）。
- ・これには、近年のビワマス人気の高まりも関係していると考えられる。
- ・ビワマスの採捕量については、刺網漁業が低迷し、遊漁者（プレジャーボート、遊漁船）の増加が承認数の定数化によりコントロールされているのに対し、引縄釣漁業は急激な増加傾向にあり（図2）、乱獲が危惧されるため許可に定数を設ける必要がある。

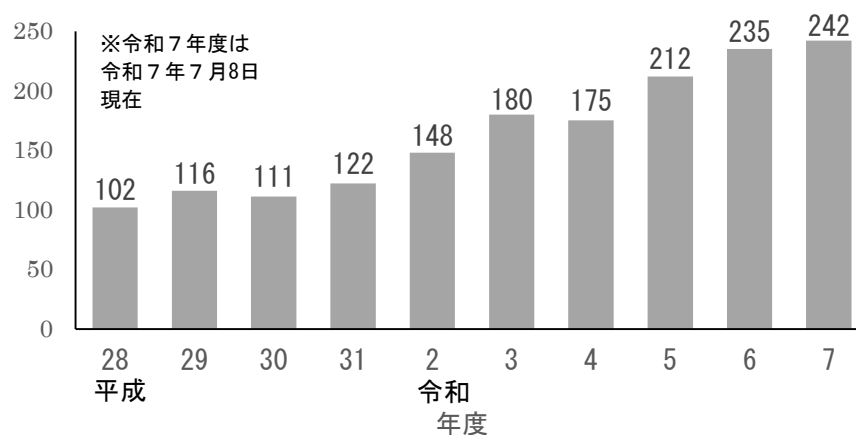


図1 引縄釣漁業の許可数の推移

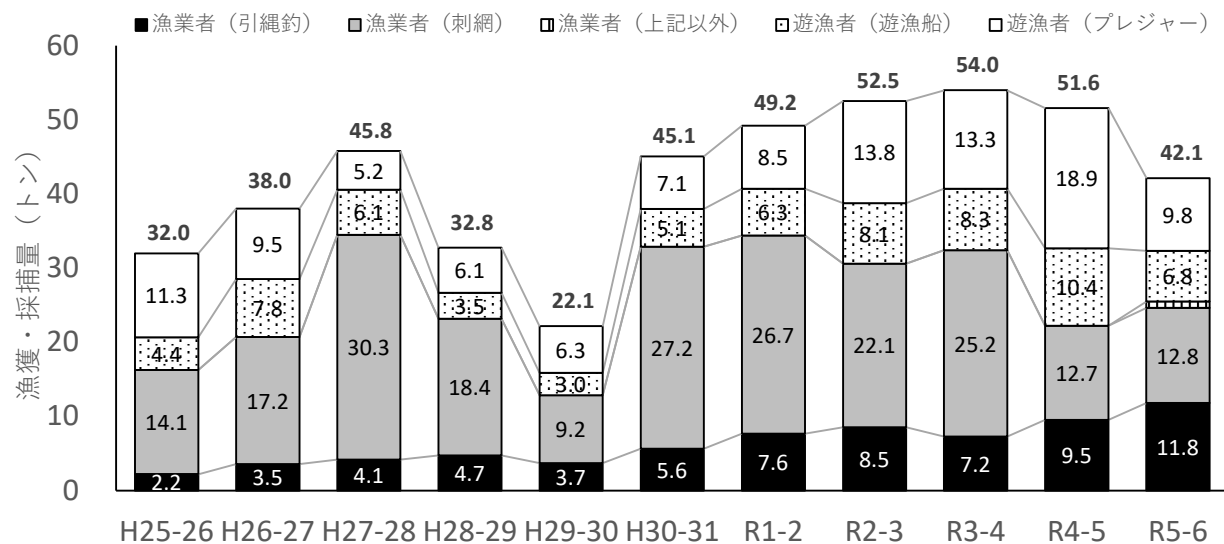
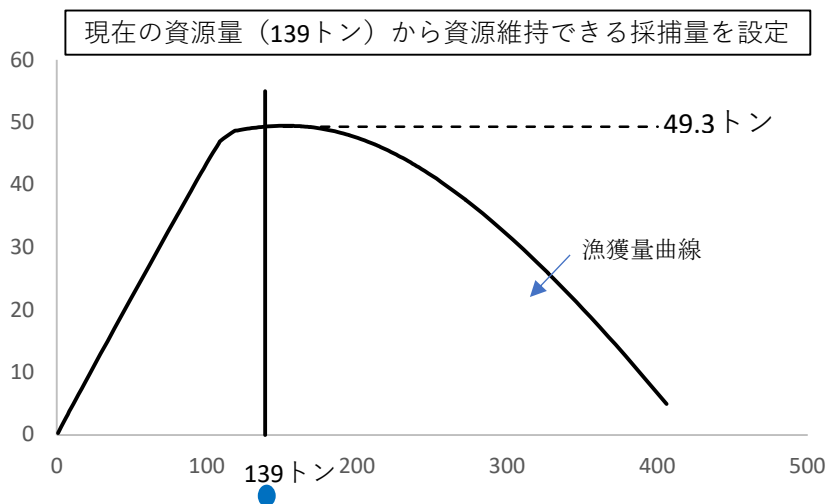


図2 漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン）

2. 引縄釣漁業の定数化の考え方と定数の決定方法

- ・引縄釣漁業においても、プレジャーボートと同様の方法で、資源評価を基にした採捕可能枠を設ける。

(1) 資源量および算出される漁獲量曲線から、資源維持できる採捕量を設定



資源量 139 トンの時の採捕量： **49.3 トン**

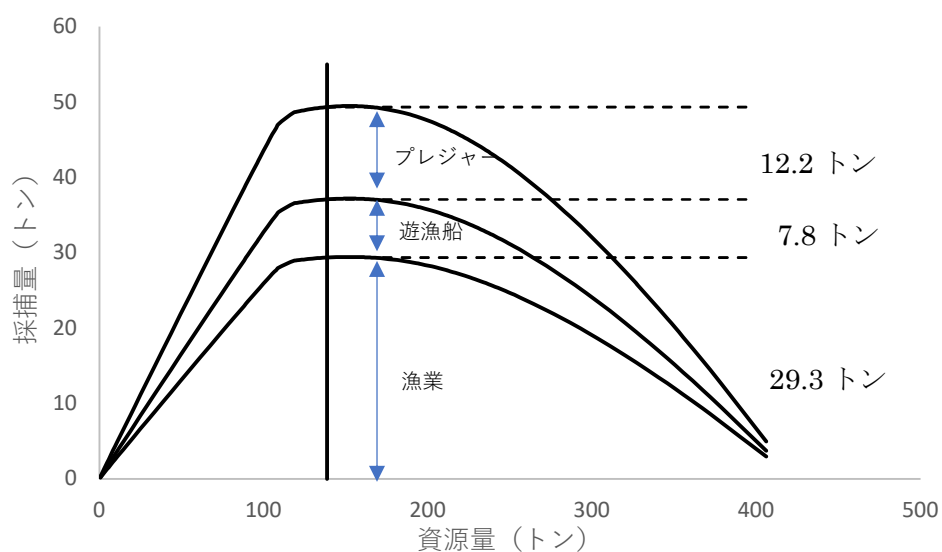
※漁獲量曲線とは、資源量とその資源量を減少させない漁獲量をあらわしたものの。

(2) 引縄釣漁業、刺網等漁業、遊漁船、プレジャー それぞれの採捕量の比率を算出
比率の算出方法

過去 5 年間の最大値・最小値を除いた採捕量の平均から比率を算出する。

漁業：遊漁船：プレジャー＝ **5.952** ：1.565：2.483

(3) 上記 (1) (2) から引縄釣漁業の採捕可能枠を計算



資源量 139 トンの時の漁業採捕可能枠： **29.3トン**

(プレジャー12.2トン、遊漁船 7.8トン)

この漁業採捕可能枠を R5-6 シーズンの実績を基に引縄釣漁業と刺網等漁業に割振る

$$\text{引縄釣漁業} : \text{刺網等漁業} = 4.627 : 5.373 = 13.6 \text{ トン} : 15.7 \text{ トン}$$

これを R5-6 シーズンの 1 漁業者当たり採捕量 (0.0522 トン) から引縄釣漁業の許可数に換算すると、

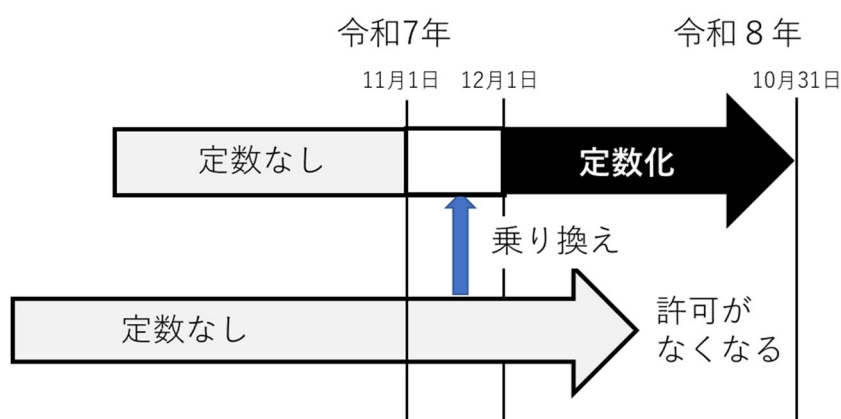
$$\text{許可数} : 13.6 \text{ トン} \div 0.0522 \text{ トン/人} = \underline{260 \text{ 人}} \text{ となる}$$

※現許可数 242 人

この人数を基に、水産課が現在行っている新規許可取得の希望調査の結果を参考にして許可の定数案を作成する。次回の委員会で許可の制限措置を諮問し、現許可数を減じた人数 (空き枠) を追加公示する (許可の有効期間 : 令和 8 年 10 月 31 日)。

3. 定数許可漁業としての運用方法

- ・引縄釣漁業は、滋賀県漁業調整規則において、当該漁業ごとに許可することが定められているため、制限措置において許可する漁業者の数を定める。
- ・許可の申請については、他の定数漁業と同様に有効期間満了時の切替+追加公示 (不定期に必要な応じて募集期間を定めて、空いた枠の補充を行う。) で受け付ける。
- ・令和 8 年 12 月 1 日以降、当面は許可の有効期間を短く (1 ~ 2 年程度) して、切替時に定数の妥当性を確認する。新規就業者 (研修制度を活用) は許可の優先順位を上位にすることで早期に許可を得られやすいようにする。
- ・現在、引縄釣漁業の許可を受けている者のうち、許可の有効期限が令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日の間に満了する者については、許可を持たない期間が生じないように、今持っている許可を返納し、今秋の追加公示で新たに許可を受けてもらうことを推奨する。



4. 引縄釣漁業の定数化スケジュール

- ・ 7月14日～8月4日：新規許可取得の希望調査を県内漁協・生産組合に実施中
- ・ 8月5日：定数化することについて、海区委員会に協議

(以下、海区委員会から同意が得られた場合)

- ・ 8月下旬：希望調査結果も参考にして定数案を作成
- ・ 9月中旬：海区委員会にて、公示内容（定数や募集期間）を諮問
- ・ 10月1日～31日（予定）：申請受付
- ・ 11月1日～11月30日（予定）：許可証の公布
- ・ 12月1日～：定数漁業として運用開始
- ・ 令和8年10月31日：許可の有効期限
→ 全員切替（以降、当面は1～2年ごとに切替を想定）